

第9期 さいたま市分別収集計画

令和元年6月

1 計画策定の意義

本市は、第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画において、「ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造」に向けた基本方向を明示しており、特に、その一つである「資源循環型社会経済システムの確立」においては、ごみの発生抑制を重視した3Rの取組を推進し、環境負荷の少ない循環型都市の構築を目指すため、ライフスタイルやビジネススタイルを見直し、生産・消費、廃棄、処理の各段階において、持続可能な社会づくりに向け、市民、事業者、市がそれぞれの役割を自主的、積極的に果たしていくこととしている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づき、一般廃棄物の中でいまだ大きな比重を占める容器包装廃棄物の分別収集を行うにあたり、市民、事業者、市の役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにする目的で策定するものである。

本計画の実施により、容器包装廃棄物の3Rが推進され、限りある資源の有効活用や最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の一層の延命化が図られるものと考えられる。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 限りある資源を有効活用することで環境負荷を低減し、持続可能な環境共生都市を構築する。
- (2) ごみ発生抑制の促進を最優先に位置付けるとともに、資源物のリサイクルを円滑かつ効率的に行う循環型社会を構築する。
- (3) 市民・事業者・市のそれぞれが、ライフスタイルやビジネススタイルの見直しに努め、生産・消費、廃棄、処理の各段階において環境に配慮した取組を協働することで資源循環型社会経済システムを確立する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

なお、紙製容器包装については、古紙類（その他の紙）に含めて分別収集を行うため、容器包装廃棄物の対象としない。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	92,744	92,294	91,737	91,471	90,727

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、市民、事業者、再商品化事業者等が、それぞれの立場において役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 環境教育と啓発活動による意識改革の推進

ア ごみの減量に役立つ情報等を分かりやすく記載した情報誌「さいちゃんの環境通信」の作成、全戸配布。

イ スマートフォンやタブレット端末向けのアプリケーション「さいたま市ごみ分別アプリ」を活用したごみの分別排出及びリサイクルの推進。

ウ 出前講座（自治会等）への講師派遣。

- エ 小学生親子を対象とした「環境施設見学会」の実施。
- オ リサイクル基金を活用した、学校給食（小学校）牛乳パックを主原料とする再生品の作製及び事業参加校の新入生及び在學生への無償配布。
- カ 未就学児及び小学４年生を対象に、ごみの分別や資源の大切さについて学ぶ「ごみスクール」の開催。

(2) ごみの発生を抑制する活動の推進

- ア 環境への関心を高め、環境保全活動を推進することを目的とした「環境フォーラム」等、各種イベントにおける３Ｒの普及・啓発。
- イ 大都市減量化・資源化共同キャンペーンによるごみ減量化・資源化運動の推進。
- ウ 補助制度を活用した、市民団体等による「団体資源回収運動」の推進。
- エ 行政と市民をつなぐ役割を担う「クリーンさいたま推進員」を委嘱し、地域と連携した、ごみの分別排出、リサイクル活動の推進。
- オ 大規模事業者に対する一般廃棄物減量等計画書の提出義務付け及び必要に応じた立入調査の実施。
- カ ＮＰＯ法人との協働による、事業系紙ごみリサイクルの推進。
- キ 事業者及び市民団体と協働して、ごみの発生抑制、再使用、再生利用に取り組む、さいちゃんの「３Ｒパートナーシップ宣言」事業の推進。

(3) 再使用及び再生品利用の促進

- ア リサイクルセンターにおけるリサイクル品（主に家具類）の展示販売。
- イ グリーン購入の推進。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、収集に係る分別収集の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		かん
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色ガラス	びん
	茶色ガラス	
	その他のガラス	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		牛乳パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		その他の紙※
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充填するためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		食品包装プラスチック

※ 「その他の紙」については、容器包装ではなく、古紙類として収集を行う。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	1,074		1,069		1,062		1,059		1,050	
主としてアルミ製の容器	2,050		2,040		2,028		2,022		2,005	
無色のガラス製容器	(合計) 2,306		(合計) 2,295		(合計) 2,281		(合計) 2,275		(合計) 2,256	
	(引渡) 1,268	(独自処理) 1,038	(引渡) 1,262	(独自処理) 1,033	(引渡) 1,255	(独自処理) 1,026	(引渡) 1,251	(独自処理) 1,024	(引渡) 1,241	(独自処理) 1,015
茶色のガラス製容器	(合計) 2,075		(合計) 2,065		(合計) 2,052		(合計) 2,046		(合計) 2,030	
	(引渡) 1,203	(独自処理) 872	(引渡) 1,198	(独自処理) 867	(引渡) 1,190	(独自処理) 862	(引渡) 1,187	(独自処理) 859	(引渡) 1,177	(独自処理) 853
その他のガラス製容器	(合計) 1,879		(合計) 1,870		(合計) 1,859		(合計) 1,853		(合計) 1,838	
	(引渡) 1,879	(独自処理) 0	(引渡) 1,870	(独自処理) 0	(引渡) 1,859	(独自処理) 0	(引渡) 1,853	(独自処理) 0	(引渡) 1,838	(独自処理) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	342		340		338		337		334	
主として段ボール製の容器	10,678		10,626		10,562		10,532		10,445	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
主としてポリエチレンテレフタレート(PE T)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 4,247		(合計) 4,226		(合計) 4,200		(合計) 4,188		(合計) 4,155	
	(引渡) 3,185	(独自処理) 1,062	(引渡) 3,169	(独自処理) 1,057	(引渡) 3,150	(独自処理) 1,050	(引渡) 3,141	(独自処理) 1,047	(引渡) 3,116	(独自処理) 1,039
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3,966		(合計) 3,947		(合計) 3,923		(合計) 3,912		(合計) 3,880	
	(引渡) 3,926	(独自処理) 40	(引渡) 3,908	(独自処理) 39	(引渡) 3,884	(独自処理) 39	(引渡) 3,873	(独自処理) 39	(引渡) 3,841	(独自処理) 39
うち白色トレイ	0		0		0		0		0	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込み

$$= \text{容器包装廃棄物の排出量の見込み} \times \text{分別収集対象人口率}_{※1} \times \text{分別排出率}_{※2}$$

※1 市全域を対象とするため100%とする。

※2 平成30年度実績により算出。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製容器	かん	委託業者による 定期収集	市及び委託業者
	アルミ製容器			市及び委託業者
ガラス	無色のガラス製容器	びん		市及び委託業者
	茶色のガラス製容器			市及び委託業者
	その他のガラス製容器			市及び委託業者
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック		古紙問屋
	段ボール	ダンボール		古紙問屋
	その他の紙製容器包装	その他の紙		古紙問屋
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		市及び委託業者
	その他のプラスチック製容器包装	食品包装 プラスチック		市及び委託業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	かん		パッカー車	東部環境センター（選別・圧縮） 桜環境センター（選別・圧縮） 民間施設（選別・圧縮）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	透明袋または 半透明袋	ダンプ車	東部環境センター（選別） 桜環境センター（選別） 民間施設（選別）
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	牛乳パック	ひもでしばる	平ボディ車	古紙問屋へ直接搬入
段ボール	ダンボール			
その他の紙製容器包装	その他の紙			
ペットボトル	ペットボトル	透明袋または 半透明袋	パッカー車	桜環境センター （選別・圧縮） 民間施設 （選別・圧縮・フレーク処理）
その他のプラスチック 製容器包装	食品包装プラスチック			